

令和 4 年 8 月 22 日 月曜日

専門学校国際文化教養大学校文化教養専門課程国際英語教育学科（4年課程）	令和六年三月一日	〔略〕	〔略〕
表四十五 宮崎県に所在する専修学校の専門課程			
名 称	文部科学大臣の定める日		
都城リハビリテーション学院医療専門課程理学療法学科	令和四年三月一日	〔略〕	〔略〕
表四十五 宮崎県に所在する専修学校の専門課程			
名 称	文部科学大臣の定める日		
宮崎情報ビジネス専門学校工業関係専門課程情報システム科（高度専門士）	平成二十二年三月一日（平成二十六年三月三十日までに当該課程を修了した者に限る。）	〔同上〕	〔同上〕

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○ 環境省告示第九号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第十六条第一項の規定に基づき、第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成二十六年経済産業省・環境省告示第十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和四年八月二十一日

経済産業大臣 西村 康稔

環境大臣 西村 明宏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分で改正後欄にいずれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分で改正前欄にいずれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第一 (略)</p> <p>第二 管理第一種特定製品の点検に関する事項</p> <p>第一種特定製品の管理者は、管理第一種特定製品からの漏えい又は漏えいを現に生じさせている蓋然性が高い故障又はその徵候（以下「故障等」という。）を早期に発見するため、次により、定期的に管理第一種特定製品の点検を行うこと。</p> <p>1 管理第一種特定製品の簡易点検及び専門点検</p> <p>(1) 第一種特定製品の管理者は、管理第一種特定製品について簡易な点検（以下「簡易点検」という。）を行うこと。</p> <p>(2) (1)の簡易点検は、次により行うこと。</p> <p>① 別表1の第1欄に掲げる管理第一種特定製品の種類に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる事項について、<u>3月に1回以上</u>、検査を行うこと。ただし、管理第一種特定製品の設置場所の周囲の状況又は第一種特定製品の管理者の技術的能力により、検査を行うことが困難な事項については、この限りでない。この場合においては、周囲の状況又は技術的能力を踏まえ可能な範囲内で検査を行うこと。<u>なお、漏えい又は故障等を常時監</u></p>	<p>第一 (略)</p> <p>第二 管理第一種特定製品の点検に関する事項</p> <p>第一種特定製品の管理者は、管理第一種特定製品からの漏えい又は漏えいを現に生じさせている蓋然性が高い故障又はその徵候（以下「故障等」という。）を早期に発見するため、次により、定期的に管理第一種特定製品の点検を行うこと。</p> <p>1 管理第一種特定製品の簡易点検及び専門点検</p> <p>(1) 第一種特定製品の管理者は、<u>3月に1回以上</u>、管理第一種特定製品について簡易な点検（以下「簡易点検」という。）を行うこと。</p> <p>(2) 簡易点検は、次により行うこと。</p> <p>① 別表1の第1欄に掲げる管理第一種特定製品の種類に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる事項について、検査を行うこと。ただし、管理第一種特定製品の設置場所の周囲の状況又は第一種特定製品の管理者の技術的能力により、検査を行うことが困難な事項については、この限りでない。この場合においては、周囲の状況又は技術的能力を踏まえ可能な範囲内で検査を行うこと。</p>